

介護給付適正化事業では、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促す取り組みを行っております。その一環として、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、適宜、情報発信してまいりますので、御参考にしてください。

1. 作ってますか？BCP！（業務（事業）継続計画）

新型コロナウイルス感染症や自然災害により、事業が継続できなくなるような事態に備えて、各事業所では、BCP（業務（事業）継続計画）の作成に取り組まれていると思いますが、「つくり方がわからない」や「内容が正しいのか不安」と悩んでいる事業所も多いのではないのでしょうか。

小樽市では、現在、介護事業所のモデルとなるBCPとその策定の手引きを作成中です。また、12月～3月にかけて、BCP策定を支援する研修会（オンライン）の開催や相談会も実施します。

災害や感染症による非常事態は、事業所の規模の大小に関係なく訪れます。この機会に是非、事業所の体制を見つめなおし、BCPの策定に取り組んでください。

研修会や相談会の日時等は、決定次第、改めてメール等にてお知らせいたします。

2. 送迎や訪問など、車の運転にご注意を・・・！

“利用者宅への訪問”や“利用者の送迎”など、事業所の職員が車を運転する機会は多様にあると思いますが、残念ながら、介護事業者による送迎中の交通事故や、介護事業者の車の運転に関する苦情がたびたび報告されています。

各事業所におかれましては、徹底した安全運転の取り組みがされていることと思いますが、「約束の時間に遅れそう」と焦って運転したり、狭い路地を急なスピードで通り過ぎたりしていませんか？



これから冬を迎え、路面が滑りやすくなり、視界も悪くなります。これまで以上に歩行者に注意するなど慎重な運転を心がけてください。また、安全運転にかかる研修会等へ積極的に職員を参加させるなど、事業所として安全運転の取組を積極的に行ってください。

3. 利用者の尊厳を意識したサービスを・・・

最近、介護人材の確保や育成に課題を抱えている事業者も少なくない状況ですが、そんな時だからこそ、改めて利用者の尊厳について意識して介護を実施して欲しいと思います。

特に、排せつや入浴介助時など、羞恥心等への配慮はとても重要です。

同性介助を意識した取組、傾聴する態度や丁寧な説明等、改めて自らの実践を振り返ってみましょう。

また、事業所としても、利用者の尊厳を踏まえた取組や研修等を積極的に行ってください。



① 冬到来！より一層の感染症対策を！

冬は気温の低下等により空気が乾燥しやすく、湿度が低くなるため、ウイルスの活動が活発になり、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が流行しやすくなります。

加えて今年は年明けから新型コロナウイルス感染症の対応について、マスクや消毒用アルコールが不足する中、多くの事業所・従業者の皆様が感染のリスクと向き合いながら、日々の手洗いや消毒など、感染症の対応に細心の注意を払って介護サービスの提供を継続されていますこと、深く感謝申し上げます。

これまでの通知等の内容が整理された厚生労働省ホームページも活用していただき、引き続き、感染防止対策の実践をしていただきますようお願いいたします。

② マスクの正しい装着法のおさらい

今年に入り、我々の必需品となったマスクですが、改めて正しい装着方法をおさらいしたいと思います。

業務の間、つつい…と思いながら、このようなつけ方をしていませんか？

マスクは正しく装着することで、飛沫を防ぐ効果を発揮しますので、是非この機会に御自身の装着方法をチェックしてみましょう。



《参考》

○厚生労働省／介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

○厚生労働省／「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

○厚生労働省／国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）：正しいマスクのつけ方

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

御存じですか？ 小樽市地域密着型サービス運営委員会について

本市の地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会（以下運営委員会）が年4～5回開催されています。

令和2年度は下記のスケジュールで開催しており、本市ホームページでも日程等を公開しています。

	開催年月日	新規指定 事前相談受付期限
第1回	令和2年5月11日	受付終了
第2回	令和2年8月26日	
第3回	令和2年11月20日	
第4回	令和3年2月8日	令和2年11月30日
第5回	令和3年3月19日	令和2年12月28日

小樽市地域密着型サービス運営委員会ってどんな委員会？



はじめて聞いたけど、いつからあるのですか？

平成18年から設置されていて、介護保険法に基づいて「小樽市地域密着型サービス運営委員会設置要綱」を定めています。



一体どんなことを決めているのですか？ 適正な運営の確保とは？

市内で新しく地域密着型サービス事業所を開始する際と、6年に1回の事業所の指定更新の際に、事業所から申請書類の提出を受けますが、書類内容の確認と併せて、委員会において 10名の委員の皆さんから、その事業所が適正な運営を行える体制となっているか、運営・体制面について意見を伺っています。

委員の皆さんの意見があった場合、事務局（本市介護保険課事業所指導担当）が取りまとめて、指定（更新）の際に「付帯意見」として意見を付しています。



そのことで、我々の受ける介護に影響がありますか？

事業所の適正な運営を確保することで、サービスの質の確保がなされ、サービスを受ける利用者さんとサービスを提供する職員さんの、双方の環境が整うこととなります。



令和2年度の運営委員会は、第1回～第3回まで開催し、新規指定事業所5件、指定更新事業所5件について審議しました。

このうち、新規指定事業所4件に対し、委員から意見があったため、意見を付して指定しております。

サービスを利用・提供する皆様が共によりよい環境となるよう、今後とも、地域密着型サービスの適正な運営をお願いしております。

加算・減算 Point

特定事業所集中減算 (居宅介護支援)

前月6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合は、1月につき200単位を所定単位数から減算されます。

各種加算や減算の適用にかかる要件等について、解説していますので、該当する事業所は再度自主点検をしてください。

対象となる事業

指定訪問介護
指定通所介護
指定地域密着型通所介護
指定福祉用具貸与

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の判定、報告をお忘れなく！

居宅介護支援事業所において、毎年度2回、判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けたサービスについて、紹介率が最高である法人の名称等について記載した「居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書」を作成する必要があります。

算定の要件等については、小樽市ホームページを御確認ください。

- 小樽市ホームページ> 事業者の皆さんへ> 福祉・介護> 介護サービス事業者へのお知らせ> 居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について

https://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/fukusi_kaigo/kaigo_osirase/kyotaku-henkou-kasan-todokede.html

算定の結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が**80%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、当該届出書を締切期日までに小樽市に提出しなければなりません。**

なお、80%を超えなかった場合についても、当該届出書等は各事業所において2年間保存しなければなりません。

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から 8月末日まで	9月15日	判定期間後の10月1日から3月31日まで減算
後期	9月1日から 2月末日まで	3月15日	判定期間後の4月1日から9月30日まで減算

判定期間が過ぎましたら忘れずに判定し、紹介率最高法人が80%を超えた場合には必ず報告期限までに提出していただきますようお願い申し上げます。

シリーズ-03
要介護認定！

「えん下」



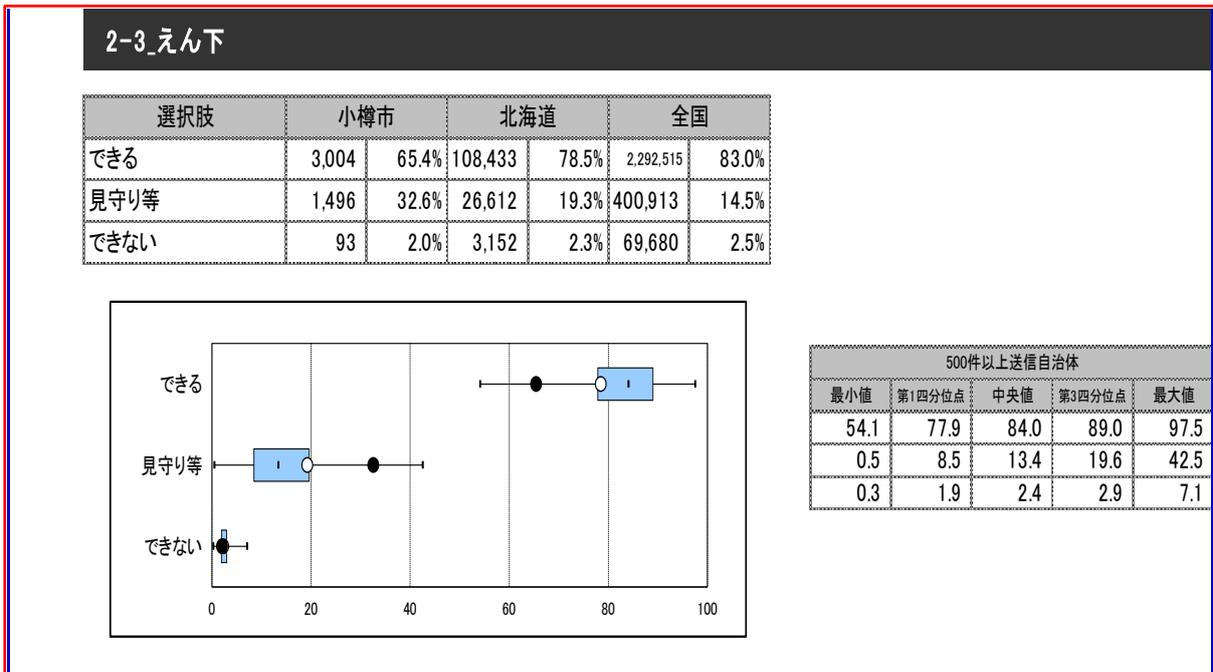
シリーズ小樽市の要介護認定の特徴、今回は、「えん下」(第2群：生活機能)について、最新の業務分析データ(R1.9.1~R2.3.31の6か月間の申請データ)を基にお知らせいたします。

＜要点＞

「えん下」は、食物を経口より摂取する際の飲み込み能力を評価する項目ですが、本市においては全道と比較して、調査結果の選択肢「できる」の選択率が約13%低く、「見守り等」の選択率が逆に約13%高いといった傾向が見られます。(全国との比較では、さらに偏りがあります。)

これを機に「えん下」についても「認定調査員テキスト(2009改訂版)」の同項目の定義を再確認の上、適正な評価をしていただきますようお願いいたします。

(●が小樽市)



「えん下」調査時のポイント～認定調査員テキスト(2009改訂版)より

Point 1

能力の項目ですが、必ずしも試行する必要はなく。頻回に見られる状況や日頃の状況について、調査対象者や介護者からの聞き取りで選択してもよい。

Point 2

選択肢の選択基準

「できる」…えん下することに問題がなく、自然に飲み込める場合をいう。

「見守り等」…「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。

必ずしも見守りが行われている必要はない。

「できない」…えん下ができない場合、または誤えん(飲み込みが上手にできず肺などに食物等が落ち込む状態)の恐れがあるため経管栄養(胃ろうを含む)や中心静脈栄養(IVH)等が行われている場合をいう。

おしらせ

認知症サポーター養成講座を実施してみませんか

小樽市では、“認知症になってもだれもが安心して暮らせるまち”を目指して、「認知症サポーター養成講座」（認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者）の開催をサポートしています。

原則10名以上の団体・グループ、時間は90分、テキスト代もかかりません。キャラバン・メイトと呼ばれる講師が対応します。ぜひ事業所での職員研修や運営推進会議等に合わせて開催してみませんか。

問合せ・申込みは、小樽市医療保険部介護保険課地域支援事業係まで御連絡ください。

実地指導の状況について

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所

令和2年度の本市の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より遅い7月下旬から開始しました。その後、8月下旬の市内のクラスター発生の際に一時休止しましたが、9月中旬から再開し、現在までに20か所程度の事業所へ伺っております。

今後は、新型コロナウイルス感染者数等の推移や本市でのクラスター発生状況を鑑みて、令和3年2月頃までの日程で実施する予定です。

対象となる事業所へは、今後、日程調整のため、本市担当者から電話で御連絡いたします。

今般、近隣自治体及び道内の感染者数が増加しており、御心配・御不安も高まっていると思います。

本市職員が事業所へ伺う際は、出勤前の検温に加え、実地指導前の検温・事業所へのアルコール消毒液の持参など、できる限りの感染予防対策を行い、利用者・職員のみなさまが安心できますように実施しますので、御協力をお願いいたします。

集団指導について

地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一同に集う研修形式以外の方法で実施いたしたく、現在方法・時期を検討中です。

実施方法等は、新型コロナウイルス感染症の影響を総合的に判断し、決定しますので、併せて御協力をよろしくお願いいたします。

[発行] 小樽市医療保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 / TEL(0134)32-4111(内線 484)

FAX(0134)27-6711 E-mail kaigo@city.otaru.lg.jp